

市第99号議案

当せん金付証券発売の限度額

当せん金付証券を発売できる限度額を次のように定める。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 発 売 年 度      令和 2 年度
- 2 発売限度額      31,000,000,000円

提 案 理 由

令和 2 年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券を発売するについて、その限度額を定める必要があるもので、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により提案する。

**参 考**

**当せん金付証票法（抜粋）**

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第 4 条 都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第 6 条第 3 項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

（第 2 項から第 4 項まで省略）